

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル合意書

医療法人社団緑成会 横浜総合病院と （保険薬局名称） は、
院外処方箋における疑義照会について、下記の内容に合意した。

なお、保険薬局における運用については、患者が不利益を被ることのないよう、十分な説明のうえ、同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋の疑義照会簡素化に係る項目について
「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」に挙げる疑義照会を簡素化する項目については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
2. 運用開始日について
20____年____月____日より運用を開始する。
3. 合意の解除および内容の変更について
合意の解除および合意内容に変更については、必要に応じて協議を行うこととする。
4. 疑義照会簡素化プロトコルに関する研修について
対象の保険薬局は、本プロトコルの導入時、ならびにプロトコル内容の改訂・更新時に、それぞれ本プロトコルに関する講習を受けることとする

以上

(施設名称、所在地、代表者)

20 年 月 日

名称 : 医療法人社団緑成会 横浜総合病院
所在地 : 神奈川県横浜市青葉区鉄町 2201-5
代表者 : 病院長 岩瀬 聡 印

(保險藥局名称、所在地、代表者)

20 年 月 日

名称 : _____
所在地 : _____
代表者 : _____ 印